

ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

平成29年2月24日経済産業省告示第30号（制定）
 平成29年3月28日経済産業省告示第54号（一部）
 平成31年3月29日経済産業省告示第68号（一部）
 令和元年7月1日経済産業省告示第46号（一部）

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第29号に掲げるショーケース（以下「ショーケース」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するショーケースのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分						基準エネルギー消費効率の算定式	
区分名	外気の遮断	形状	温度帯	冷却方式	扉の形態		
1 A	クローズドタイプ	箱形	冷蔵	冷気強制循環形	スイングスライド	$E = 2.24V_1 + 150$	
1 B						四面・五面ガラス式	スイング
1 C		リーチイン（冷凍機が下置きのもの）				スライド	$E = 2.61V_3 - 217$
1 D					$E = 0.822V_3 + 694$		
1 E					冷蔵	スイング	$E = 5.08V_3 + 4274$
1 F						冷気自然対流形	スライド
1 G		ガラストップ式			冷気強制循環形		$E = 19.5V_2 + 1643$
2 A	オープンタイプ	多段形（天井吹出形）（薄形）	冷蔵	冷気強制循環形	/	$E = 11.6V_4 - 440$	
2 B						高温	$E = 8.31V_4 - 3$
2 C						低温	$E = 17.9V_2 + 1577$
2 D		中温	$E = 5.03V_2 + 1214$				
2 E		冷蔵	低温			$E = 13.4V_2 + 4321$	
2 F			中温			$E = 20.7V_2 + 1558$	

備考1 「薄形」とは、日本産業規格（以下「JIS」という。）B8631-1（2011）に規定する最大

外形寸法に基づく奥行き（以下「製品奥行き寸法」という。）（単位 ミリメートル）が800ミリメートル未満のものをいう。

備考2 「片面」とは、J I S B 8631—1（2011）に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。

備考3 「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回転させて開閉する扉の形態をいう。

備考4 「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

備考5 Eは基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）の数値を表すものとする。

備考6 V_1 、 V_2 、 V_3 、 V_4 は調整冷却内容積（単位 リットル）であって、次の表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

Dは製品奥行き寸法をいう。

dは天井部の奥行き寸法（以下「天奥行き寸法」という。）（単位 ミリメートル）をいう。

。

VはJ I S B 8631—2（2011）付属書J Bに規定する冷却内容積（単位 リットル）をいう。

。

区分名	調整冷却内容積
1 A	$V_1 = (550/D) \times V$
1 B	$V_2 = V$
1 C	$V_3 = (800/D) \times V$
1 D	$V_3 = (800/D) \times V$
1 E	$V_3 = (800/D) \times V$
1 F	$V_2 = V$
1 G	$V_2 = V$
2 A	$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$
2 B	$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$
2 C	$V_2 = V$
2 D	$V_2 = V$
2 E	$V_2 = V$
2 F	$V_2 = V$

ただし、上記の算定式により算定した結果、調整冷却内容積が区分ごとに応じて、次の表の右欄に掲げる下限値以下の値となるものにあつては、調整冷却内容積は下限値を用いるものとする。

区分名	調整冷却内容積下限値
1 A	172
1 B	174
1 C	444
1 D	857
1 E	389
1 F	66
1 G	374
2 A	356
2 B	267
2 C	90
2 D	178
2 E	207

2 表示事項等

2-1 表示事項

ショーケースのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名又は形名
- ロ 区分名
- ハ 冷却内容積
- ニ 製品奥行き寸法
- ホ エネルギー消費効率
- ヘ 製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げる冷却内容積は、J I S B8631—2 (2011) 付属書 J Bに規定する冷却内容積をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値の±3%又は±1リットルのいずれか大きい方とする。
- (2) 2-1のニに掲げる製品奥行き寸法は、ミリメートル単位で表示すること。製品奥行き寸法及び天奥行き寸法が異なる場合は、製品奥行き寸法及び天奥行き寸法を表示すること。
- (3) 2-1のホに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。
- (4) 2-1に掲げる表示事項の表示は、本体の見えやすい箇所に表示すること。その際は、本体に直接記載、又は容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。また表示は容易に消えない方法により行うこと。
- (5) 3のただし書きにより測定したものについては、その旨を記載するとともに、実際の使用時にはエネルギー消費効率として表示されている年間消費電力量より増加する旨を記載すること。

3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、J I S B8631—2 (2011) 付属書 J Aに規定する試験方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれ周波数で測定した数値のうち大きいもの）（単位 キロワット時毎年）とする。ただし、加温機能等の付加機能を有するショーケースにあつては、付加機能のない標準製品の性能により測定することができる。

附 則

1 この告示は、平成二十九年三月一日から施行する。ただし、2の規定は、平成三十年三月一日から施行する。

2 2の規定は、この告示の施行前に製造又は輸入されたショーケースについては、適用しない。

附 則（平成29年3月28日経済産業省告示第54号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成31年3月29日経済産業省告示第68号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年7月1日経済産業省告示第46号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。